

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題 R2.9.15AM

(注意事項：設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時	令和	年	月	日
申請者名(法人名)				
受験者の氏名				

1. 次の問題1から24の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】 (目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、自己の利益を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

()

問題2 【貨物自動車運送事業法】 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問題3 【道路交通法】 (使用者に対する通知)

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の所有者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の所有者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

()

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題 R2.9.15AM

(注意事項：設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時	令和	年	月	日
申請者名(法人名)				
受験者の氏名				

1. 次の問題1から24の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】 (目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、自己の利益を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(×)

問題2 【貨物自動車運送事業法】 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

(○)

問題3 【道路交通法】 (使用者に対する通知)

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の所有者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の所有者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

(×)

問題4 【貨物自動車運送事業法】（欠格事由）
許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者であるときには、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。
()

問題5 【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全性の向上）
一般貨物自動車運送事業者は、輸送量の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
()

問題6 【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全）
一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
()

問題7 【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）
一般貨物自動車運送事業者は、設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に、提出しなければならない。
()

問題8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転の防止）
貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
()

問題4 【貨物自動車運送事業法】（欠格事由）
許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者であるときには、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。
(×)

問題5 【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全性の向上）
一般貨物自動車運送事業者は、輸送量の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
(×)

問題6 【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全）
一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
(○)

問題7 【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）
一般貨物自動車運送事業者は、設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に、提出しなければならない。
(○)

問題8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転の防止）
貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
(○)

問題 9 【貨物自動車運送事業法】（事業の適確な遂行）
一般貨物自動車運送事業者は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
()

問題 1 0 【貨物自動車運送事業法】（名義の利用等の禁止）
一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。
()

問題 1 1 【貨物自動車運送事業法】（報告の徴収及び立入検査）
国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
()

問題 1 2 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行指示書による指示等）
一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から三年間保存しなければならない。
()

問題 1 3 【労働基準法】（解雇の予告）
使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。
()

問題 9 【貨物自動車運送事業法】（事業の適確な遂行）
一般貨物自動車運送事業者は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
(O)

問題 1 0 【貨物自動車運送事業法】（名義の利用等の禁止）
一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。
(O)

問題 1 1 【貨物自動車運送事業法】（報告の徴収及び立入検査）
国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
(O)

問題 1 2 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行指示書による指示等）
一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から三年間保存しなければならない。
(X)

問題 1 3 【労働基準法】（解雇の予告）
使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。
(O)

問題 1 4 【道路運送車両法】（使用者の点検及び整備の義務）
自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
()

問題 1 5 【道路運送車両法】（整備管理者）
自動車の使用者は、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とする認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。
()

問題 1 6 【貨物自動車運送事業法】（事業の休止及び廃止）
一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
()

問題 1 7 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（貨物の積載方法）
貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載しなければならない。
()

問題 1 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者等の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は公安委員会が告示で定める運行の管理に関する講習であって公安委員会の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者を選任することができる。
()

問題 1 4 【道路運送車両法】（使用者の点検及び整備の義務）
自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
(〇)

問題 1 5 【道路運送車両法】（整備管理者）
自動車の使用者は、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とする認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。
(〇)

問題 1 6 【貨物自動車運送事業法】（事業の休止及び廃止）
一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(〇)

問題 1 7 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（貨物の積載方法）
貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載しなければならない。
(〇)

問題 1 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者等の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は公安委員会が告示で定める運行の管理に関する講習であって公安委員会の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者を選任することができる。
(×)

問題 1 9 【貨物自動車運送事業法安全規則】（従業員に対する指導及び監督）
貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をし、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

()

問題 2 0 【道路交通法】（進路の変更の禁止）
車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、車両の動静に十分に注意して進路を變更しなければならない。

()

問題 2 1 【自動車事故報告規則】（報告書の提出）
旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則第二条各号の事故があった場合には、当該事故があった日から六十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問題 2 2 【労働安全衛生法】（事業者の講ずべき措置等）
事業者は、荷主の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

()

問題 1 9 【貨物自動車運送事業法安全規則】（従業員に対する指導及び監督）
貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をし、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

(○)

問題 2 0 【道路交通法】（進路の変更の禁止）
車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、車両の動静に十分に注意して進路を變更しなければならない。

(×)

問題 2 1 【自動車事故報告規則】（報告書の提出）
旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則第二条各号の事故があった場合には、当該事故があった日から六十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(×)

問題 2 2 【労働安全衛生法】（事業者の講ずべき措置等）
事業者は、荷主の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(×)

問題 2 3 【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

()

問題 2 4 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び拘束時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車
- 二 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- 三 前二号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

()

問題 2 3 【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

(×)

問題 2 4 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び拘束時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車
- 二 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- 三 前二号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

(×)

II. 次の問題25から30の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期について、ア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ()
2 事業実績報告書 ()

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後八十日以内
イ. 前年一月一日から十二月三十一日までの期間に係るものを毎年四月十日まで
ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
エ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内
カ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年一月十日まで

問題26 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間として定められているもののうち、次のア、イについて、正しいものには○を、誤っている事項には×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。 ()
イ. 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないもの ()
とし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十六時間とすること。

II. 次の問題25から30の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期について、ア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 (オ)
2 事業実績報告書 (エ)

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後八十日以内
イ. 前年一月一日から十二月三十一日までの期間に係るものを毎年四月十日まで
ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
エ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内
カ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年一月十日まで

問題26 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間として定められているもののうち、次のア、イについて、正しいものには○を、誤っている事項には×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。 (○)
イ. 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないもの (○)
とし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十六時間とすること。

問題 2 7 【貨物自動車運送事業法】（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し命ずることができるが、次のア～ウのうち誤っている事項を一つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- ア. 事業計画を変更すること。
- イ. 運送約款を変更すること。 ()
- ウ. 役員を変更すること。

問題 2 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならないが、次のア～ウのうち、運転者台帳に記載すべき事項等について正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 運転者の氏名、生年月日、性別及び住所 ()
- イ. 事故を引き起こした場合には、その概要 ()
- ウ. 運転免許証の番号及び有効期限 ()

問題 2 9 【貨物自動車運送事業法】（事業計画）

【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画の変更の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法施行規則で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならないが、その軽微な事項に関する事業計画の変更該当するものを次のア～ウから1つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 ()
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更

問題 2 7 【貨物自動車運送事業法】（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し命ずることができるが、次のア～ウのうち誤っている事項を一つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- ア. 事業計画を変更すること。
- イ. 運送約款を変更すること。 (ウ)
- ウ. 役員を変更すること。

問題 2 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならないが、次のア～ウのうち、運転者台帳に記載すべき事項等について正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 運転者の氏名、生年月日、性別及び住所 (×)
- イ. 事故を引き起こした場合には、その概要 (○)
- ウ. 運転免許証の番号及び有効期限 (○)

問題 2 9 【貨物自動車運送事業法】（事業計画）

【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画の変更の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法施行規則で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならないが、その軽微な事項に関する事業計画の変更該当するものを次のア～ウから1つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 (イ)
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更

問題 3 0 【貨物自動車運送事業法】（事故の報告）

【自動車事故報告規則】（定義）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他自動車事故報告規則で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則に定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、届け出なければならない事故として、次のア～ウについて、正しい事項には○を、誤っている事項には×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 十人以上の負傷者を生じたもの ()
- イ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの ()
- ウ. 自動車に積載されたコンテナ内の貨物に損傷を生じたもの ()

問題 3 0 【貨物自動車運送事業法】（事故の報告）

【自動車事故報告規則】（定義）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他自動車事故報告規則で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則に定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、届け出なければならない事故として、次のア～ウについて、正しい事項には○を、誤っている事項には×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 十人以上の負傷者を生じたもの (○)
- イ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの (○)
- ウ. 自動車に積載されたコンテナ内の貨物に損傷を生じたもの (×)

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題 R2.9.15PM

(注意事項：設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時	令和	年	月	日
申請者名(法人名)				
受験者の氏名				

1. 次の問題1から24の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】 (目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、自己の利益を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

()

問題2 【貨物自動車運送事業法】 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問題3 【自動車事故報告規則】 (報告書の提出)

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則第二条各号の事故があった場合には、当該事故があった日から六十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題 R2.9.15PM

(注意事項：設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時	令和	年	月	日
申請者名(法人名)				
受験者の氏名				

1. 次の問題1から24の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】 (目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、自己の利益を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(×)

問題2 【貨物自動車運送事業法】 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

(○)

問題3 【自動車事故報告規則】 (報告書の提出)

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則第二条各号の事故があった場合には、当該事故があった日から六十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(×)

問題4 【貨物自動車運送事業法】（欠格事由）
許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者であるときには、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。
()

問題5 【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全性の向上）
一般貨物自動車運送事業者は、輸送量の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
()

問題6 【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全）
一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
()

問題7 【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）
一般貨物自動車運送事業者は、設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に、提出しなければならない。
()

問題8 【道路交通法】（進路の変更の禁止）
車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、車両の動静に十分に注意して進路を変更しなければならない。
()

問題4 【貨物自動車運送事業法】（欠格事由）
許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者であるときには、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。
(×)

問題5 【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全性の向上）
一般貨物自動車運送事業者は、輸送量の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
(×)

問題6 【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全）
一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
(○)

問題7 【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）
一般貨物自動車運送事業者は、設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に、提出しなければならない。
(○)

問題8 【道路交通法】（進路の変更の禁止）
車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、車両の動静に十分に注意して進路を変更しなければならない。
(×)

問題 9 【貨物自動車運送事業法】（事業の適確な遂行）
一般貨物自動車運送事業者は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
()

問題 1 0 【貨物自動車運送事業法】（名義の利用等の禁止）
一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。
()

問題 1 1 【貨物自動車運送事業法】（報告の徴収及び立入検査）
国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
()

問題 1 2 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行指示書による指示等）
一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から三年間保存しなければならない。
()

問題 1 3 【労働基準法】（解雇の予告）
使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。
()

問題 9 【貨物自動車運送事業法】（事業の適確な遂行）
一般貨物自動車運送事業者は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
(O)

問題 1 0 【貨物自動車運送事業法】（名義の利用等の禁止）
一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。
(O)

問題 1 1 【貨物自動車運送事業法】（報告の徴収及び立入検査）
国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
(O)

問題 1 2 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行指示書による指示等）
一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から三年間保存しなければならない。
(X)

問題 1 3 【労働基準法】（解雇の予告）
使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。
(O)

問題 1 4 【道路運送車両法】（使用者の点検及び整備の義務）
自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
()

問題 1 5 【道路運送車両法】（整備管理者）
自動車の使用者は、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。
()

問題 1 6 【貨物自動車運送事業法】（事業の休止及び廃止）
一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
()

問題 1 7 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（貨物の積載方法）
貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載しなければならない。
()

問題 1 8 【貨物自動車運送事業法輸送安全規則】（運行管理者等の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は公安委員会が告示で定める運行の管理に関する講習であって公安委員会の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者を選任することができる。
()

問題 1 4 【道路運送車両法】（使用者の点検及び整備の義務）
自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
(O)

問題 1 5 【道路運送車両法】（整備管理者）
自動車の使用者は、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。
(O)

問題 1 6 【貨物自動車運送事業法】（事業の休止及び廃止）
一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(O)

問題 1 7 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（貨物の積載方法）
貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載しなければならない。
(O)

問題 1 8 【貨物自動車運送事業法輸送安全規則】（運行管理者等の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は公安委員会が告示で定める運行の管理に関する講習であって公安委員会の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者を選任することができる。
(X)

問題 1 9 【貨物自動車運送事業法安全規則】（従業員に対する指導及び監督）
貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をし、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

()

問題 2 0 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転の防止）
貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

()

問題 2 1 【道路交通法】（使用者に対する通知）
車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の所有者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の所有者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

()

問題 2 2 【労働安全衛生法】（事業者の講ずべき措置等）
事業者は、荷主の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

()

問題 1 9 【貨物自動車運送事業法安全規則】（従業員に対する指導及び監督）
貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をし、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

(○)

問題 2 0 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転の防止）
貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

(○)

問題 2 1 【道路交通法】（使用者に対する通知）
車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の所有者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の所有者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

(×)

問題 2 2 【労働安全衛生法】（事業者の講ずべき措置等）
事業者は、荷主の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(×)

問題 2 3 【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

()

問題 2 4 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び拘束時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車
- 二 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- 三 前二号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

()

問題 2 3 【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

(×)

問題 2 4 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び拘束時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車
- 二 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- 三 前二号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

(×)

II. 次の問題25から30の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期について、ア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ()
2 事業実績報告書 ()

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後八十日以内
イ. 前年一月一日から十二月三十一日までの期間に係るものを毎年四月十日まで
ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
エ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内
カ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年一月十日まで

問題26 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間として定められているもののうち、次のア、イについて、正しいものには○を、誤っている事項には×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。 ()
イ. 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないもの ()とし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十六時間とすること。

II. 次の問題25から30の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期について、ア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 (オ)
2 事業実績報告書 (エ)

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後八十日以内
イ. 前年一月一日から十二月三十一日までの期間に係るものを毎年四月十日まで
ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
エ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内
カ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年一月十日まで

問題26 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間として定められているもののうち、次のア、イについて、正しいものには○を、誤っている事項には×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 勤務終了後、継続八時間以上の休息期間を与えること。 (○)
イ. 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないもの (○)とし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十六時間とすること。

問題 2 7 【貨物自動車運送事業法】（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し命ずることができるが、次のア～ウのうち誤っている事項を一つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- ア. 事業計画を変更すること。
- イ. 運送約款を変更すること。 ()
- ウ. 役員を変更すること。

問題 2 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならないが、次のア～ウのうち、運転者台帳に記載すべき事項等について正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 運転者の氏名、生年月日、性別及び住所 ()
- イ. 事故を引き起こした場合には、その概要 ()
- ウ. 運転免許証の番号及び有効期限 ()

問題 2 9 【貨物自動車運送事業法】（事業計画）

【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画の変更の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法施行規則で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならないが、その軽微な事項に関する事業計画の変更該当するものを次のア～ウから1つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 ()
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更

問題 2 7 【貨物自動車運送事業法】（事業改善の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し命ずることができるが、次のア～ウのうち誤っている事項を一つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- ア. 事業計画を変更すること。
- イ. 運送約款を変更すること。 (ウ)
- ウ. 役員を変更すること。

問題 2 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならないが、次のア～ウのうち、運転者台帳に記載すべき事項等について正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 運転者の氏名、生年月日、性別及び住所 (×)
- イ. 事故を引き起こした場合には、その概要 (○)
- ウ. 運転免許証の番号及び有効期限 (○)

問題 2 9 【貨物自動車運送事業法】（事業計画）

【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画の変更の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法施行規則で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならないが、その軽微な事項に関する事業計画の変更該当するものを次のア～ウから1つ選び、（ ）内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 (イ)
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更

問題 3 0 【貨物自動車運送事業法】（事故の報告）

【自動車事故報告規則】（定義）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他自動車事故報告規則で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則に定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、届け出なければならない事故として、次のア～ウについて、正しい事項には○を、誤っている事項には×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 十人以上の負傷者を生じたもの ()
- イ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの ()
- ウ. 自動車に積載されたコンテナ内の貨物に損傷を生じたもの ()

問題 3 0 【貨物自動車運送事業法】（事故の報告）

【自動車事故報告規則】（定義）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他自動車事故報告規則で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則に定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、届け出なければならない事故として、次のア～ウについて、正しい事項には○を、誤っている事項には×を（ ）内に記入しなさい。

- ア. 十人以上の負傷者を生じたもの (○)
- イ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの (○)
- ウ. 自動車に積載されたコンテナ内の貨物に損傷を生じたもの (×)

・「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験」の
令和2年9月の受験者数及び合格者数については 下記のとおり

	受験者数	合格者数	合格率
令和2年9月	49	30	61.2%